

健 健 発 0129 第 3 号
令 和 3 年 1 月 29 日

公益財団法人日本訪問看護財団 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」（令和 2 年 12 月 23 日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第 19 回）資料）において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされており、その接種体制の構築に係る標準的な進め方等について、令和 3 年 1 月 8 日、添付資料のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛通知したところです。

医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を推進し、円滑な接種を実現するためには、貴会をはじめとした医療関係団体のご理解とご協力が欠かせません。

医療従事者等への接種の基本的な考え方並びに医療関係団体及び医療機関における標準的対応として別添のとおりお示ししますので、都道府県が中心となって進める医療従事者等への接種体制の構築につき、格段の御協力をお願いさせていただくとともに、貴会会員への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

（添付資料について）

- 別添 1 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方
- 別添 2 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築（看護関係団体向け）
- 別添 3 医療機関における医療従事者等への接種体制の構築
- 参考 令和 3 年 1 月 8 日付各都道府県衛生主管部（局）長宛通知